

# 新商品開発支援事業 支援（補助）事業者の募集について ※事前告知※

本市では、みだしの事業につきまして、9月中旬頃より支援（補助）事業者の募集を予定しております。

詳細については後日掲載する募集要項をご確認のうえ、ご応募ください。

※下記内容については一部変更となる可能性がありますのでご了承ください。

## 1 事業目的

本事業は、本市のランドマークとなっているもの、祭りや特産に関するもののほか、本市独自の観光資源等を活用した商品の企画・開発を行う市内の中小企業・小規模事業者を支援し、製品化または事業化を推進すること及びアイデアや意欲がありながらも商品化や発売までに至っていない事業に対する専門家による指導や助言等による事業者育成等を目的に実施するものです。

## 2 応募事業者の要件

応募事業者は、次の各号をすべて満たすことが要件となります。

- (1) 那覇市中小企業振興基本条例第2条第1項第1号で定める中小企業者及び同項第2号で定める中小企業団体（但し、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びにこれらに準ずる団体を除く）
- (2) 市税に滞納のない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っていないこと
- (5) 宗教団体、政治関係団体でないこと、または特定のこれらを支援するおそれがないもの

## 3 補助対象事業

本事業の補助対象となる事業は、市場で販売等流通していない新規性が認められるもので、試作段階の商品も対象とし、令和5年2月10日（金）までに、開発商品のテストマーケティングを実施することが可能な事業内容で、以下のいずれかに該当する事業とします。

- (1) 本市独自の観光資源等を活用した特産品・土産品等の新商品開発を行う事業

(2) 本市の伝統的工芸品及び工芸品等やそれらを活用した新商品開発を行う事業

※本市の伝統的工芸品：首里織、琉球びんがた、壺屋焼、琉球漆器、三線の5品目

※その他の工芸品の例：琉球ガラス、金細工、伝統織物、芭蕉紙、琉球玩具など

#### 4 補助対象経費及び助成率

本事業を行うにあたっては、他事業と区分して経理管理を行って下さい。

補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

##### (1) 対象経費、補助率及び上限額

補助対象経費	補助率	補助金の上限額
新商品を開発する前段階で必要となる、下記に掲げる①～④に係る経費及びそれらに付随する経費 ①マーケティング調査及び活動費 ②試作研究開発費 ③テストマーケティング費 ④その他特に必要と認められる経費	対象経費の 3分の2	1事業者あたり 100万円以内

## (2) 対象経費の区分

補助対象経費	要件等
<p><b>(1) マーケティング調査及び活動費</b></p> <p>市場や消費者ニーズの調査に必要となる経費及び調査員等支払経費</p>	<p><b>①人件費</b></p> <p>※補助事業の業務遂行のための臨時的雇用に限る。</p> <p><b>②旅費交通費</b></p> <p>※最も経済的及び合理的な経路・人数により算出されたものとする。</p> <p>※補助事業者の内規等に関わらず、グリーン車やビジネスクラス等の特別に付加された料金は除く。</p> <p>※調査員の通勤に係る費用を除く。</p> <p><b>③印刷製本費</b></p> <p>※調査に必要なアンケート用紙等の印刷費及び報告書作成費</p> <p><b>④消耗品費</b></p>
<p><b>(2) 試作研究開発費</b></p> <p>商品またはサービスの試作品開発・改良に係る原材料・副資材費、機器・設備類のリース料、外部委託費</p>	<p><b>①原材料費</b></p> <p><b>②副資材費</b></p> <p>注) 原材料費及び副資材費については、試作品開発に係る分のみを対象とし、その購入量及び使用料がわかるように出納台帳（任意様式）を整備すること。</p> <p><b>③使用料（リース・レンタル料等を含む）</b></p> <p>※試作品開発を目的とした機器・設備等のリースであり、テストマーケティング実施期間までを対象とする。</p> <p><b>④委託費（外注費）</b></p> <p>事業者（申請者）が新商品等の研究開発において、自社では対応不可能なものについて外部事業者等へ委任して行わせるための経費（デザイン・設計・加工・実験・検査、試作品に係る成分評価・性能評価等）</p> <p>※委託先との契約の締結及び実績報告書の提出が必要</p>

<p><b>(3)テストマーケティング費</b>  <b>テストマーケティング（展示会・見本市・物産展等への出展や小売店等での販売ブース設置）の実施に伴う経費</b></p>	<p><b>①展示会等出展費</b>          展示会等出展及び小売店販売ブース設置（出展）に係る次の費用</p> <p>a. 出展料（出展に必要な保険料を含む）</p> <p>b. 出展ブース内造作物制作及び掲示物等作成費用</p> <p>c. 出展ブース内で使用する電気・水道・スス等の設備設置にかかる費用および使用料</p> <p>d. 出展ブース内で使用する機材等のリース・レンタル料</p> <p>e. 出展における販売説明員（マネキン）の雇用に係る費用</p> <p>f. 展示会等会場内で配布される手提げ袋等について、展示会主催者側が作成し出展者に按分し、請求される費用</p> <p><b>②印刷製本費</b>          ※試作品の販促を目的とした広告物作成費とし、単に会社のPRとなるものを除く。</p> <p><b>③翻訳料（支払手数料）</b>          前記②の広告物等翻訳費用</p> <p><b>④通信運搬費（運賃）</b>          試作品サンプル及びテスト販売商品の運搬費用</p> <p><b>⑤旅費</b>          展示会等出展のための旅費、展示会等の出展者説明会へ参加するための出張旅費</p> <p><b>⑥消耗品費</b></p>
<p><b>(4)その他特に必要と認められる経費</b>          ※本市との協議・調整を要する          例) 技術指導料（専門家謝金・旅費）など</p>	<p><b>①専門家謝金及び旅費</b>          新商品試作研究開発に係る外部専門家から技術指導を受ける場合に要する経費</p> <p>※技術指導受入の状況がわかる日報等の作成を要する。</p> <p><b>②その他</b></p>

## 5 その他

### (1) 成果物の公表

本事業において開発された成果物及び事業者については、本市ホームページ等において公表することがあります。

### (2) 補助金額の確定等について

補助金については、交付決定額を上限として、事業終了後、補助経費の使途や証拠証憑を精査し、補助金額を確定します。検査の結果、対象外となる経費計上が認められた場合は、その分を除いた額で確定する場合があります。

## 6 問い合わせ先

那覇市 経済観光部 商工農水課

担 当：当間

電話番号：098-951-3212

E-Mail：k-syou001@city.naha.lg.jp